
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和 4 年下川町議会定例会を再開し、1 月第 2 回臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 8 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、今回も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴人数を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、5 番 我孫子洋昌 議員及び 6 番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和 4 年下川町議会定例会 1 月第 2 回臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、1 月第 2 回臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

1 月第 2 回臨時会議の提案事項については、町長提案が 1 件で、内容は一般議案 1 件であります。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、1 月第 2 回臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。本日提案される町長提案 1 件、議会提案 1 件、合わせて 2 件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、1 月第 2 回臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、1 月第 2 回臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第51号「議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案提案をする前に、臨時会議開会に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきたいと存じます。

2023年の新しい年を迎えましてから3週間が過ぎようとしてございますが、この間、降雪量も少なく、穏やかな天候が続いている昨今でございます。このような折、1月第2回臨時会議を開催させていただきましたところ、議員各位には、時節柄大変御多用のところ、御出席を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。

本日提案させていただくのは、工事請負契約の変更に係る議案1件でございますが、議員各位におかれましては、議案審査に当たり、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案を提案させていただきます

議案第51号 議会の議決に付すべき工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年下川町議会定例会6月定例会議において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決いただきました「下川浄水場送水管敷設工事」につきまして、設計変更に伴い工事請負金額を変更することから、議会の議決を求めるものであります。

設計変更の概要につきましては、送水管敷設の際には、既存の家庭用水道管や雨水管などの埋設物を迂回するための曲管の使用数量を見込みにより設計しておりましたが、敷設工事を実施したところ、ストレート管でも対象物をかわせる箇所が多く、曲管の数量を減少させることができ、かつ凍結深度を保ちながら埋設深度を予定より浅くすることができたことから、送水管の資材費及び敷設工事費、それに係る経費等について、設計変更を行い工事請負金額を減額するものであります。

契約金額につきましては、当初の1億7,919万円から557万5,900円減額し、1億7,361万4,100円とするものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当者に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平田建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（平田豊和君） それでは、私から、議案第 51 号 議会の議決に付すべき工事請負金額の変更について御説明申し上げます。

本案は、令和 4 年 6 月 20 日に開会されました下川町議会定例会 6 月定例会議において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき御議決いただきました「下川浄水場送水管敷設工事」につきまして、設計変更に伴い工事請負金額を減額変更する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

設計変更の概要につきましては、お手元の「下川浄水場送水管敷設工事」設計変更概要に基づきまして御説明いたします。

減額変更の概要、主な理由でございますが、送水管資材数量の変更でございます。設計変更におきまして、送水管敷設の際に、既存の家庭用水道管及び排水管などの地下埋設物を下方迂回…下側に迂回する工事をするため、曲管の使用数量を見込みにより設計しておりましたが、敷設工事を実施したところ、ストレート管とストレート管をつなぐジョイント部分の許容曲げ角度…これは振り幅でございますが、その振り幅内で地下埋設物をかわせる箇所が多く、曲管の使用数量が予定の 59 本から 30 本に減少したことや、曲管の使用数量の減少により、接合材料等の使用数量が減少したことが減額の要因でございます。

続きまして、送水管資材数量の変更による労務費の変更でございます。曲管の使用数量の減少により、曲管を接続する際の鋳鉄管切断工箇所が予定の 54 か所から 17 か所に減少したことも減額の要因になっております。

続きまして、設計数量の減少による管理費等の変更でございます。先ほど御説明いたしました、直接工事に係る設計数量の変更によりまして、現場管理費及び一般管理費が減少しております。これらの要因によりまして、送水管の資材費及び敷設工事費、それに係る経費等について設計変更を行い、工事請負金額を変更するものでございます。

変更契約額につきましては、工事価格の減額分が全体でマイナス 512 万 1,000 円となり、当初入札時の落札率は 98.991249%となりますので、工事価格の減額分マイナス 512 万 1,000 円に落札率を乗じたマイナス 506 万 9,000 円に消費税分マイナス 50 万 6,900 円を加えたマイナス 557 万 5,900 円が変更契約額となります。

変更後の契約額につきましては、当初契約額 1 億 7,919 万円から変更契約額のマイナス 557 万 5,900 円を引いた 1 億 7,361 万 4,100 円が変更後の契約額となります。

なお、契約の流れにつきましては、昨日の 1 月 19 日に受注業者との間で変更仮契約を締結しており、本日御議決をいただけましたら、仮契約が本契約に変更されることになります。

以上で議会の議決に付すべき工事請負金額の変更についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） まず、基本的なところ…1 点だけ質問したいと思います。もう工事自体は施工は終了しているものと思います。それに伴って、設計変更に伴い、工事請負金額の設計変更をしたということでございました。この提出時期でございます…前回の臨時会議の時に提出できたものだと思います。もしかするともっと手前で提出できたんじゃないかっていう思いもあるんですけど、この議案の提出時期…適正だったのかどうか質問します。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
平田建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（平田豊和君） ただいまの御質問にお答えいたします。本工事につきましては、工期が令和 4 年 6 月 21 日から令和 5 年 1 月 31 日までであり、現場につきましては 12 月 13 日に終了しております。その後、受注業者が本工事の現場で要した数量を総まとめいたしまして、工事管理業者へ報告を行っていくものでございます。工事管理業者につきましては、受託業者からの報告を受けまして、報告された数量を基に設計書を計算し直し、町に対し変更後の設計の金額報告をする流れとなっております。設計金額が約 1 億 8,000 万円の大きな工事でありますので、設計書のボリュームから大変時間を要する作業でございます。工事管理業者から町に対しまして変更後の設計金額の報告がありましたのが 1 月 17 日でございましたので、結果的に 1 月 13 日に開催されました 1 月臨時会議に間に合わすことができなかったということでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。
4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 提案理由がございました。そして今説明が…当初のですね…説明がありました。説明に対しては承知をいたしました。

1 点だけ確認でございます。本事業は 2 か年の補助事業であるということ、それから工期が今年度は 1 月末であるということでございます。先ほどありました…計画変更の時期は適切であるということなんですが、補助事業等等であって…それら踏まえてですね、議会への提案時期、議決の時期などなど、問題がなかったという認識でよろしいでしょうか。そして、今後問題が生じることがないという認識でよろしいでしょうか。これ…担当ということではなくて、是非、理事者の方に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 説明されましたように、問題はなかったと認識しております。
以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 同僚議員の質疑等でも…提案時期が適切であったということなんですけれども、先週の臨時会議が除排雪費の案件ということで、多分…同じ建設水道課の所管であったかというふうに記憶をしております。これが…ほかの課が所管するところで、それぞれの意思疎通がなかなかできてなかったということであれば、まあこういうこともあるのかなと思うんですが、同じ課で扱っているというふうに思うんですけれども、仮に除排雪費に関する補正予算の臨時会議がセットされたよということが…同じ課であるのであれば…そのあたりも…その担当されているところ…外部業者ですか…こういった日程がセットされたので、できればそこに間に合わせてもらえないかというような、そういう何か情報交換とか、何かそういう意思疎通といったものですかね、そういったものというのはなかったんでしょうか。それとも…なんかそういう余裕がない状態でこの事態になったといったところなんでしょうか。あとは…そのあたりについて、理事者側として…こういう臨時会議がセットされているから、担当課でほかにいろいろ案件があるのであれば、ここに間に合うようにといった…そういった指導というか情報共有みたいなものがなされていなかったのか、このあたりについてお伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 施工事業者と管理委託をしている事業者は違まして、今…平田主幹の方から説明したのは、管理している委託事業者から最終的に報告がきたのが 1 月 17 日ということでありますので、それに基づいて今回の臨時会議を開いたということになります。ですから、13 日の時には間に合わなかったということであります。以上です。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 51 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和 4 年下川町議会定例会 1 月第 2 回臨時会議を閉会といたします。

午後 3 時 4 8 分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで町長から挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、心より御礼を申し上げる次第でございます。また、提案させていただきました請負契約変更についてお認めいただき、深く感謝申し上げる次第でもございます。

今後とも議員各位には、御指導賜りますことを心よりお願い申し上げますとともに、コロナ感染はもとより、これからの厳しい寒さや大雪などに御留意いただき、御自愛賜りますことを御祈念し、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会といたします。大変御苦勞さまでございました。